

投資信託の基準価額の連絡、発表等に関する規則に関する細則

平成16年 3月19日制定
平成16年 7月 8日改正
平成16年11月11日改正
平成19年 9月21日改正
平成20年 9月19日改正
平成24年12月20日改正
令和 3年 5月20日改正

(目 的)

第1条 この細則は、投資信託の基準価額の連絡、発表等に関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(基準価額の連絡時間)

第2条 規則第3条第1項に規定する細則で定める基準価額の連絡時間は、当日の午後8時とする。

(基準価額の発表方法)

第3条 規則第4条に規定する細則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 本会は、規則第2条に規定する投資信託の基準価額を「投資信託協会発表基準価額一覧」として、QUICKを通じて発表する。
- (2) 「投資信託協会発表基準価額一覧」は、投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいい、以下「委託会社」という。）の名称、投資信託の名称、当該投資信託のコード番号及び当日の基準価額を表示するものとし、当該委託会社毎に表示するものとする。

(協会への連絡様式)

第4条 規則第7条及び同条また書きに規定する細則で定める様式は、別表1に定める様式とする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年7月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年11月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年9月30日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年1月4日から実施する。

附 則

この改正は、令和3年6月1日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- ・第4条に規定する別表1

別表 1

申請日 年 月 日

商号又は名称	
--------	--

受益証券及び投資証券事故記番号届

ファンド名	コード番号	券種	記号	番号